

情報通信審議会 情報通信技術分科会
新世代モバイル通信システム委員会（第 29 回）

－ 議事概要 －

1 日時

令和 6 年 4 月 26 日（金）13:00～13:45

2 場所

Web 会議

3 出席者（敬称略）

（1）委員等

森川 博之、三瓶 政一、岩浪 剛太、大岸 裕子、大坂 亮二、加藤 玲子、上村 治、河東 晴子、児玉 俊介、小西 聡、高田 潤一、辻 ゆかり、西島 英記、藤本 正代、町田 奈穂、三好 みどり、山本 祐司、渡辺 望

（2）オブザーバ

古川 憲志（ドコモ・テクノロジー株式会社）

（3）総務省

中村 裕治（電波政策課長）、小川 裕之（移動通信課長）、
赤川 達也（移動通信課課長補佐）、
平野 裕基（移動通信課課長補佐）、高木 世紀（移動通信課 計画係長）

4 議題

（1）ローカル 5 G 検討作業班の検討結果取りまとめ

（ローカル 5 G の海上利用にかかる技術的条件等）

三瓶主任から、資料 29-1（委員会報告（案）概要「ローカル 5 G の海上利用に係る技術的条件等」）に基づき説明がなされ、質疑応答がなされた。

大岸専門委員：「建物侵入損」という名称から、外から中に向けた電波の損失のように聞こえる。中から外に向けた電波を含めた、壁を通じた電波の損失すべてを含めた検討か。

事務局：建物侵入損という言葉になっているが、壁や天井などで電波の減衰が見込める値を指す一般的な用語である。ローカル 5 G では基地局を屋内に置いたときに漏れ出る電波が干渉の原因となる可能性がある。壁などの損失を見込めるのであれば現状と比べ基地局をより密

に配置することができる。

大岸専門委員：資料を公開する際に補足説明をつけた方がよい。

事務局：現在も建物侵入損という言葉は審査基準内で用いられている。広く一般に周知する際には、ガイドライン等でわかりやすい広報を検討する。

森川主査：なぜ建物侵入損失という用語になっているのか。

高田専門委員：報告案でも触れられている ITU 勧告では、「Building Entry Loss」とされているからだろう。

上村専門委員：海上ローカル5 Gの対象となる帯域が4.8GHzから4.9GHzの間であると認識しているが、共用検討の前提条件として「4.7GHz帯を対象とする」と記載がある。

事務局：過去の報告においてローカル5 Gの sub6 帯を指す用語として、4.7GHz帯と表記していたため踏襲したもの。具体的に周波数の使用を検討するに当たっては、4.6GHzから4.8GHzは屋内限定の周波数となっており、海上で使うことが難しいため、4.8GHzから4.9GHzを対象に今回新たに共用検討を行った。

上村専門委員：海上の場合、基地局の位置がある程度動くことは許容されると理解をしているが、どの程度動くことを前提としているのか。

事務局：基地局は移動しない無線局であり、基本的には、設置場所を指定する。一方で、過去の検討では、海上構造物としてアンカー等で海底につながっているものにも置局をすることも想定されており、一定の範囲内である程度動くものもあると承知している。どの程度許容されるかについては、総務省において、制度整備の際に、より詳細に検討を進めることになる。

高田委員：熱効率の高い建築物としてコンクリートと複数の他の素材で構成される壁面を有すると記載がある。ITU-R 勧告 P.2109 を確認すると、窓に金属が入っている場合や、建材が金属シールドされている場合という記載になっている。これらの技術基準についての判断はどのようにするのか。

事務局：ご指摘のとおり、同勧告では、例えば窓のない建築物が想定されている等の記載もある。そういったことも踏まえ、建築物の構造に関して、申請者が熱効率の高い建物の建物侵入損で申請してきた場合、総務省においてその内容を審査することが必要となる。具体的な審査方法については制度整備の際に総務省において検討されるものと考えている。

森川主査より、資料の方向で委員会報告案を取りまとめることを提案し、了承された。

(2) その他

事務局より、委員会報告案について、意見募集を行う旨説明があった。事務局から、次回会合については改めて連絡する旨報告があった。

以上